

志摩市農地バンク制度実施要綱

令和3年2月22日
農業委員会告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、農地の貸借に関する情報を収集し、広く提供することにより、農地としての有効利用を図り、担い手の営農規模の拡大及び新たに農業を始めようとする者への支援並びに耕作放棄地の発生防止及び解消の一助となることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 原則、土地の登記簿の地目上農地であり、農地台帳にて確認できるものをいう。
- (2) 所有者等 農地に係る所有権その他の権利により当該農地の貸借等を行うことができる者をいう。
- (3) 農地バンク 農地の貸借を希望する所有者等から登録の申請があった情報を公開し、農地の借入れを希望する者に対し、その情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、農地バンク以外による農地の取引を妨げるものではない。

(農地の登録申請等)

第4条 農地バンクに農地に関する情報の登録を希望する所有者等(以下「申請者」という。)は、志摩市農地バンク登録申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる関係書類を添えて、志摩市農業委員会(以下「農業委員会」という。)の会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 公図の写し
- (2) 土地登記事項証明書(写し可)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、適当であると認めた農地を農地バンクに登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、農地バン

クに登録することができない。

- (1) 所有者等が農地の情報開示を拒否したとき。
- (2) 農地バンクへの農地の登録が転用目的であると認められるとき。
- (3) 申請が農地の所有者等真正な権利者以外の者から行われたとき。
- (4) 申請の対象農地に所有権以外の権利が設定されており、貸借が困難であるとき。
- (5) 申請の対象農地にその土地を利用する権限を有する第三者又は他の共有者がいる場合は、その者の同意がないとき。
- (6) 申請者が、申請に係る土地を所有者の相続人として管理する者の場合は、他の相続人からの同意がないとき。
- (7) 農地の荒廃等により、復元して営農することが困難なとき。
- (8) 農地の隣接地との境界が不明なとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会長が農地バンクへの登録が適当でないとしたとき。

3 会長は、前項の規定による農地バンクへの登録に必要な場合は、当該農地の調査を行うものとする。

4 会長は、第2項の規定による登録の可否を志摩市農地バンク登録(却下)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

5 農地バンクへの登録期間は、農地バンクに登録された日の翌月から5年間とする。ただし、再度の登録を妨げないものとする。

(農地に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第4項の規定により登録通知書の通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、志摩市農地バンク登録変更届出書(様式第3号)により会長に届出を行うものとする。

(登録の抹消)

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、農地バンクの登録を抹消するものとする。

- (1) 志摩市農地バンク登録抹消届出書(様式第4号)により届出があったとき。
- (2) 当該農地に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

- (3) 当該農地に係る貸借その他の権利の設定があったとき。
- (4) 第4条第5項に規定する登録期間を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が登録を不相当と認めたと
き。

2 会長は、前項の規定により登録を抹消したときは、志摩市農地
バンク登録抹消通知書(様式第5号)により当該登録者に通知するも
のとする。

(情報の提供)

第7条 会長は、農地バンクに登録された情報(登録者の個人情報
を除く農地の情報及び貸出し希望相手及び希望貸付料の情報に限
る。)について、インターネット等を通じて公開するものとする。
ただし、位置図については、窓口での公開とする。

(利用申請等)

第8条 農地バンクの利用を希望する者(以下「利用希望者」とい
う。)は、志摩市農地バンク利用申請書(様式第6号)に次の各号に
掲げる関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 利用希望者が法人の場合は、定款及び法人の登記事項証明書
(写し可)

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請について、次の各号のいずれかに該当す
る場合は、農地バンクの利用申請をすることができない。

(1) 農地バンクの利用申請が転用目的であると認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が利用申請を不相当と認めたと
き。

3 会長は、第1項の申請があった場合は、登録者には、利用希望者
の個人情報及び希望作目等を志摩市農地バンク利用申請者につい
ての情報提供通知書(様式第7号)により、利用希望者には登録者の
個人情報等を志摩市農地バンク登録者についての情報提供通知書
(様式第8号)により、通知するものとする。

(媒介行為等)

第9条 会長は、必要に応じて、登録者及び利用希望者に対して、
農地バンクに登録された情報の全部又は一部を提供することがで
きる。

2 農業委員会は、登録者及び利用希望者との農地に関する交渉並びに貸借の契約の媒介及び代理をする行為(以下「媒介等」という。)には、一切関与しない。

3 媒介等に関する一切の疑義、紛争等については、当事者間で解決するものとし、農業委員会はこれらに一切関与しない。

(農地の維持管理)

第10条 農地バンクに登録された農地に関する貸借の契約が成立するまでの間、当該農地の維持管理は、登録者が行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 登録者及び利用希望者は、農地バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報を紛失及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(3) 保有する必要がなくなった個人情報は、適切に廃棄すること。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

志摩市農地バンク登録申請書

(宛先) 志摩市農業委員会会長

申請者

住所

ふりがな

氏名

電話番号

志摩市農地バンク制度実施要綱第 4 条の規定に基づき、下記の項目について同意した上で、農地の貸出しを希望しますので、農地バンク登録を申請します。

記

1. 希望する農地の登録内容は、別紙 登録希望農地一覧(別紙 1)記載のとおりです。
 2. 農地バンクへの農地の登録は、転用目的ではありません。
 3. 私の住所、氏名及び電話番号以外の農地情報を公開することを了承します。
 4. 農地バンクの利用希望者に私の住所、氏名及び電話番号を伝えることを了承します。
 5. 契約交渉については、私自身が利用希望者を行うことを了承します。
 6. 知り得た相手の個人情報については、契約交渉以外の目的に利用しません。
-
- 1 申請の対象農地に、その土地を利用する権限を有する第三者、他の共有者又は他の相続人がいる場合は、その人の同意(別紙 2)が必要です。
 - 2 農地バンクに登録された農地について、必ず借りたい人が見つかるわけではありません。
 - 3 申請者と利用希望者間で行う農地の貸借等に関する契約交渉等において、双方又は一方に損害が発生した場合について、志摩市農業委員会は一切の責任を負いません。
 - 4 農地バンクに登録しても、借受人が見つかるまでは、所有者本人がその農地について管理していただく必要があります。

登録希望農地一覧

番号	所在	地番	地目	面積 (m ²)	利用状況	希望貸付料	希望相手
			田畑		水田 普通畑 果樹園 耕作放棄地	10 a 当たり 円 / 年 全体で 円 / 年 使用貸借(無料) 応相談	近隣地域の方 () 志摩市内の方 こだわらない
			田畑		水田 普通畑 果樹園 耕作放棄地	10 a 当たり 円 / 年 全体で 円 / 年 使用貸借(無料) 応相談	近隣地域の方 () 志摩市内の方 こだわらない
			田畑		水田 普通畑 果樹園 耕作放棄地	10 a 当たり 円 / 年 全体で 円 / 年 使用貸借(無料) 応相談	近隣地域の方 () 志摩市内の方 こだわらない
			田畑		水田 普通畑 果樹園 耕作放棄地	10 a 当たり 円 / 年 全体で 円 / 年 使用貸借(無料) 応相談	近隣地域の方 () 志摩市内の方 こだわらない
			田畑		水田 普通畑 果樹園 耕作放棄地	10 a 当たり 円 / 年 全体で 円 / 年 使用貸借(無料) 応相談	近隣地域の方 () 志摩市内の方 こだわらない
<p>その他希望等がありましたらご記入ください。</p>							

様式第 2 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

志摩市農業委員会会長 印

志摩市農地バンク登録(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました登録内容については、下記のとおり(登録・却下)したので、志摩市農地バンク制度実施要綱第 4 条第 4 項の規定により通知します。

なお、登録された農地については、借り手が決まるまでの間は、農地登録者が農地の管理を行ってください。

記

農地の所在地番等		
登録者・申請者	住所	
	氏名	
登録日・却下日		年 月 日
登録期限		年 月 日
却下の理由		

様式第 3 号(第 5 条関係)

志摩市農地バンク登録変更届出書

年 月 日

(宛先) 志摩市農業委員会会長

届出者 住所
氏名
電話番号

志摩市農地バンク制度実施要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり変更を届け出ます。

記

1. 登録農地

番号	登録番号	所在	地番	地目	面積 (㎡)
				田 畑	
				田 畑	
				田 畑	

2. 変更内容

番号 (登録番号)	変更内容

様式第 4 号(第 6 条関係)

志摩市農地バンク登録抹消届出書

年 月 日

(宛先) 志摩市農業委員会会長

届出者 住所
氏名
電話番号

志摩市農地バンク制度実施要綱第 6 条の規定に基づき、下記農地について、農地バンクへの登録を抹消したいので届け出ます。

記

1. 登録農地

番号	登録番号	所在	地番	地目	面積 (㎡)
				田 畑	
				田 畑	
				田 畑	

2. 抹消理由

番号 (登録番号)	抹消理由
	農地所有者(農地管理者)が耕作するため 売買等により農地の所有権移転をするため 農地の耕作者が決定したため その他()
	農地所有者(農地管理者)が耕作するため 売買等により農地の所有権移転をするため 農地の耕作者が決定したため その他()
	農地所有者(農地管理者)が耕作するため 売買等により農地の所有権移転をするため 農地の耕作者が決定したため その他()

様式第 5 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

志摩市農業委員会会長 印

志摩市農地バンク登録抹消通知書

志摩市農地バンク制度実施要綱第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり農地の登録を抹消したので通知します。

記

農地の所在地番		
登録者	住所	
	氏名	
登録抹消日		年 月 日
抹消の理由		

様式第 6 号(第 8 条関係)

年 月 日

志摩市農地バンク利用申請書

(宛先) 志摩市農業委員会会長

申請者
氏 名

志摩市農地バンク制度実施要綱第 8 条の規定に基づき、下記の項目について同意した上で、農地バンクの登録情報の提供を希望しますので、利用を申請します。

記

1. 利用を希望する者及び内容等の情報は、別紙 利用申請内容(別紙 1)記載のとおりです。
 2. 制度趣旨及び取扱いに同意した上で申請します。
 3. 農地バンクの利用は、転用目的ではありません。
 4. 農地を利用することとなった時は、農業の目的のみに使用し、適正な維持管理及び地域との連携協力を行い、地域の取決めを守り耕作することを誓約します。
 5. この申請書に記載した情報について、農地バンクの登録者に提供することを了承します。
 6. 契約交渉については、私自身が農地バンクの登録者を行うことを了承します。
 7. 農地バンクで得た個人情報については、私自身が、制度の目的に従い利用し、決して他の目的には使用しません。
-
- 1 農地バンクへの利用申請が、農地の貸借を保証するものではありません。
 - 2 申請者と農地バンクの登録者間で行う農地の貸借等に関する契約交渉等において、双方又は一方に損害が発生した場合について、志摩市農業委員会は一切の責任を負いません。

様式第 6 号別紙 1

利用申請内容

1. 申請者情報

住 所		
ふりがな		
氏名 (法人名)		
生年月日又は 法人設立年月日	年	月 日
電話番号		
利用目的	新たに農業を始めたい	経営規模の拡大 その他()
新たに農業を行う場合	本格的に農業がしたい	自給するため農業がしたい その他()
現在の営農状況	農業経験 年数	有(年) 無
	耕作面積 (㎡)	所有地()+ 借入地()= 合計()
	主な作物	

2. 希望農地

登録番号	所在地番 (希望地域)	地目 (希望地目)	面積 (m ²) (希望面積)	希望作付品目	その他の希望条件
		田 畑		水稲 露地野菜 () 施設野菜 () 果樹 () その他 ()	
		田 畑		水稲 露地野菜 () 施設野菜 () 果樹 () その他 ()	
		田 畑		水稲 露地野菜 () 施設野菜 () 果樹 () その他 ()	
		田 畑		水稲 露地野菜 () 施設野菜 () 果樹 () その他 ()	
		田 畑		水稲 露地野菜 () 施設野菜 () 果樹 () その他 ()	

様式第 7 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

志摩市農業委員会会長 印

志摩市農地バンク利用希望者についての情報提供通知書

あなたが所有し、農地バンクに登録された農地について、 年 月 日付けで下記の者から農地の利用を希望する旨の申請がありましたので、志摩市農地バンク制度実施要綱第 8 条第 3 項の規定により通知します。

なお、あなたの住所、氏名及び電話番号を当該利用希望者へ通知しておりますので、登録者及び利用希望者の間で貸借等に関する交渉をお願いします。

記

利用希望農地の所在地番等		
利用希望者	住所	
	氏名	
	電話番号	
希望作目等		
備考		

- 1 登録者と利用希望者間で行う農地の貸借等に関する契約交渉等において、双方又は一方に損害が発生した場合について、志摩市農業委員会は一切の責任を負いません。
- 2 農地の貸借については、当事者間の合意とは別に、農業経営基盤強化促進法又は農地法等に規定する手続が必要となります。

様

志摩市農業委員会会長 印

志摩市農地バンク登録者についての情報提供通知書

年 月 日付けで申請のありましたあなたが利用を希望する農地バンクに登録された農地の登録者に関する情報については、下記のとおりですので、志摩市農地バンク制度実施要綱第 8 条第 3 項の規定により通知します。

なお、あなたの住所、氏名、電話番号及び希望作目等を当該登録者へ通知しておりますので、登録者及び利用希望者の間で貸借等に関する交渉をお願いします。

記

利用希望農地の所在地番等		
農地バンク登録者	住所	
	氏名	
	電話番号	
備考		

- 1 登録者と利用希望者間で行う農地の貸借等に関する契約交渉等において、双方又は一方に損害が発生した場合について、志摩市農業委員会は一切の責任を負いません。
- 2 農地の貸借については、当事者間の合意とは別に、農業経営基盤強化促進法又は農地法等に規定する手続が必要となります。